

表4 建設業の種類別所定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※判断が困難な場合は、卒業証明書や成績証明書等が必要になります。

表5 実務経験の緩和措置

A	B	要件及び緩和措置
土木工事業	とび・土工、しゅんせつ、水道施設及び解体工事業	<b>【要件】</b> A欄の工事業とそれに対応するB欄のうちのいずれかひとつの工事業の経験が合わせて12年以上あり、そのうちB欄の当該工事業の経験が8年を超えていること  <b>【措置】</b> B欄の当該工事業の有実務経験者に認定。
建築工事業	大工、屋根、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁及び解体工事業	
大工工事業	内装仕上工事業	
内装仕上工事業	大工工事業	
とび・土工工事業	解体工事業	
解体工事業	とび・土工工事業	